

松山市総合福祉センターの施設利用について

R3.6.1 更新

日頃より、松山市総合福祉センターをご利用いただきありがとうございます。

令和3年6月1日（火）より「感染対策期」から「感染警戒期（特別警戒期間）」の移行に伴う感染予防のため、当面の間、貸室の使用は「会議等での利用のみ」と利用制限させていただきます。

なお、当該センターは高齢者や障がい者等のご利用が多いため、活動内容・人数・ご利用場所等については、新型コロナウイルス感染リスク回避の観点からご利用を制限させていただきます。

※新型コロナウイルスの感染状況等の動向を見ながら状況に応じ変更する場合があります。

◆【利用時間】 9時00分～21時00分

[各貸部屋等]

階	部屋名等	利用可否	定員目安	特記事項
1階	大会議室	×	—	利用停止
	ロビー	○	10	
	陶芸室	○	5	
3階	クラブ活動室	○	20	カラオケ機器の利用停止継続
	茶室	○	3	
	作業室	○	10	
	老人福祉センター部分	※談話コーナー利用停止 ※教養娯楽室（囲碁・将棋）浴室（男女）は利用停止継続		
	（教養娯楽室）	×	—	利用停止継続
4階	調理実習室	○	20	調理（飲食）を伴う利用停止継続
	文化情報室	○	5	
	研修室	○	5	
	ボランティア研修室	×	—	利用停止継続
5階	中会議室	○	50	
	小会議室	○	15	
	交流室（母子児童交流室）	○	15	

令和3年6月1日（火）より当面の間、下記の活動はご遠慮願います。

- ①密着・・・・・・・・・・社交ダンス等
- ②歌・発声・・・・・・・・カラオケ、コーラス、民謡、演劇等
- ③飲食・・・・・・・・・・調理、茶道等
- ④体操、ダンス等・・・健康体操、ヨガ、フラダンス、太極拳等
- ⑤演奏・・・・・・・・・・楽器、大正琴、太鼓等
- ⑥対局・・・・・・・・・・囲碁、将棋等

【市総合福祉センターの貸室を利用する場合】

※センター利用の感染予防については、利用者の自己責任において行ってください。

※下記の徹底事項が守られない場合は、利用をお断りさせていただきます。

■参加者の体調確認等をする事

- ・発熱、咳・喉の痛みがあるなど、体調不良の方は参加させないこと。
- ・上記症状が同居家族にある場合も参加させないこと。

■マスクの着用、咳エチケットの徹底

- ・マスクは必ず着用すること。

■手指消毒等の徹底（※「消毒液」は各利用団体が準備すること）

- ・会場利用前・利用後の手洗いの実施と消毒の徹底

■密閉、密集、密接（3つの密）を避けること。

- ・密閉空間（定期的な換気をする事）
※30分に1回以上、窓を開け数分間の換気を行う。
- ・密集場所（人との距離を保ち、場所に依じた人数制限をする事）
※十分な距離（2メートル以上、最低でも1メートル）を保つ。
- ・密接場面（間近での会話や発声等を控える事）
※十分な距離を保ち、マスクを着用する。

■利用者名簿の作成(貸部屋利用時)

- ・利用日ごとに利用者名簿を作成してください。
- ・感染発生時には行政機関（保健所等）への調査協力のため、名簿の提出をお願いします。
（※各利用団体で作成している名簿またはモデル様式名簿（提供可）を作成）

◆その他、貸館については、

松山市総合福祉センター（電話 089-921-2111）までお問合せください。

◆3F 老人福祉センターについては、

老人福祉センター（電話 089-921-2161）までお問合せください。